

平成29年7月3日

## 子ども家庭総合支援拠点における心理担当支援員の役割と専門性について

坂入 健二

平成26年5月に成立した児童福祉法改正及び平成29年3月31日付、雇用均等・児童家庭局長名で発出された「児童相談所運営指針」、「市町村子ども家庭支援指針」において、子どもの権利と安全を守るため、児童相談所は行政権限を行使した介入的役割が強く求められる一方、市町村にはこれまで以上に子ども家庭を支援する役割が求められるようになった。

これを具現化するため、同日発出の『「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱』において、子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」という。）に関する、設置趣旨、理念、実施主体、設備、専門性が示されたところである。住民に身近な市区町村における、児童の権利を守る機関としての支援拠点の機能、役割が明確になったことは大きな前進であり、特に子ども家庭支援を担う職員配置、職務、資格等について定められたことは、専門性確保の観点から重要と考える。すなわち、支援拠点には、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員等を置くことができるとされ、それぞれの資格等に関する要件が定められた。特に、「大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等」により「心理アセスメント」や「子どもや保護者等の心理的側面からのケアを担う」心理担当支援員について定められたことは、支援拠点の専門的機能の充実に大きく寄与するものとする。

しかし、児童福祉分野でも、児童福祉施設や児童相談所を別にすると、市区町村の子ども家庭相談を担当する部署に心理職はこれまでほとんど配置されてきていない。また、支援拠点における心理担当支援員の配置基準は中規模型以上について常時1～2名と少数職種で先例が無いことから、その役割、業務について例示することが、子どもの権利を守り、子ども家庭福祉の向上を担う新たな機関である、「子ども家庭総合支援拠点」の出発に際して必要と考える。

### 心理職教育の現状について

現在、病院やスクールカウンセラー等の心理職に就く多くの者は、公益財団法人、日本臨床心理士資格認定協会が指定する大学院を卒業している。また、心理学の中でも臨床心理学を中心に、精神力動論を基礎とする個別心理療法やカウンセリング等を基礎として学ぶ者も多く、悩みを抱えたクライアントが、相談室を訪れ相談室で1対1で面接しクライアントの自己洞察や自己成長を目指して相談を行う「面接室モデル」が心理職の基本であるとする者も多いと感じている。もちろん臨床心理学の学問的基盤は重要であるが、「面接室モデル」だけでは子どもの権利と安全を守ることを第一の目的とする支援拠点では職

務上の責務が果たせない懸念（※）がある。私は、市区町村における子ども家庭支援業務を心理職の立場で担ってきた経験から、「面接室モデル」だけでなく、広く心理学全般、またその周辺諸科学も動員し、学問的な専門性の向上を図りつつ、組織の一員として実際の業務を担っていくことが必要と考える。

同要綱によると、市区町村は「子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。」とされている。心理担当支援員についても、その一翼を担うものであり、喫緊の課題である児童虐待の予防と対応に如何に寄与することができるかを第一に考えなければならない。

（※）相談意欲のない保護者、相談内容の守秘義務、治療契約、客観的事実の重視、カウンセリング等の不適用とされる精神疾患、知的障害、発達障害のある保護者、等。

## 先行研究等

「心理職の役割の明確化と育成に関する研究」（2014, 村瀬嘉代子ら）（厚生労働科学特別研究事業）では、福祉分野の心理職の実態調査を行っている。この調査は「社会福祉施設等調査」に列挙された施設及び「児童相談所」に勤務する心理職者を広く調査対象としているが、福祉分野での心理職の職務内容及び要求されている事柄は、①基本的に臨床心理学の面接のスキル（基本的技術並びに応用場面（アウトリーチの場合も含む）での技術）②心理検査の知識・技術（投影法を含む基本的検査の実施と解釈）③コミュニティ支援 ④実践を検証、効果判定をする技術、研究能力、であり、「生活の場が治療的であることが望まれる福祉領域では、心理職者にも生活の場での支援、アウトリーチ（訪問型支援）が求められている。」としている。また、「従来の体系化された心理的療法だけではなく、被支援者や事業所や場所の特質に応じた柔軟な対応、さまざまな技法を統合して、被支援者の必要性に合わせたオーダーメイドの支援を創造できる。」等の回答が多かったとのことである。

公認心理師が国家資格化され、そのカリキュラム等について検討されているところであるが、「公認心理師カリキュラム等について（案）」（平成29年5月10日、第4回公認心理師カリキュラム等検討会）では「特に、児童相談所においては、子ども虐待問題に対する十分な理解と、ニーズのない当事者とも“子どもの安全”という視点を中心に、幅広く関係を構築する能力が求められる。」とされている。

## アセスメントについて

市区町村における児童虐待対応業務は、児童虐待に関する通告から始まる。通告を受け、虐待事実の調査、家族背景、児童の状況等の調査が行われることになる。調査は子どもと子どもを取り巻くさまざまな環境、つまり保護者の状況、家族関係、家族力動、子どもの

状況等に関するアセスメントが必要である。同時にアセスメントと支援（心理的ケアを含む）は一体的・連続的であるため、心理担当支援員も継続的に子どもと保護者に関わることが求められる。

児童虐待という危機対応を担う市区町村の支援拠点は、児童の安全を確認するとともに子どもとの面接によるアセスメントを、また、保護者との面接をもって保護者のアセスメントをした上で、児童の安全に関する判断を行わなければならない。このような状況で標準化された心理テストを用いることは不可能であり、会話によって保護者の養育能力、精神状態、現実検討能力、知的能力、子どもへの感情、家族関係、家族機能に関する評価などを行ない、他の専門職種とともに、支援の方向性を決めていかななければならない。保護者の状態は常に変化するものであることから、点としての評価だけではなく、継続的な変化も含めモニタリングすることが求められている。もちろん、これを行うためにはアウトリーチによる生活を営む場でのアセスメントが不可欠である。

### 相談関係の構築について

児童虐待通告を契機とした保護者との関わりでは、保護者は自ら支援を求めておらず、むしろ児童虐待を疑われたことについての、怒りや悲しみの感情を抱いていることが多い。つまり保護者は当初、心理的ケア等は求めておらず、むしろ対立し、拒絶している場合が多い。また、子どもにケアの必要性があったとしても保護者がケアの必要性について認識し、支援を受け入れる姿勢がなければ、支援拠点に子どもを連れて来てくれることもなく、保護者の同意なく保育所や学校でケアをすることも難しい。

このため、心理担当支援員は、支援に拒否的な保護者と対立する場面から関わり、信頼関係を構築し相談関係を作ることから支援を行わなければならない。拒絶的な保護者だからこそ、虐待通告の調査段階から支援者に対する怒りの感情を受け止め、これまでの子育てをねぎらうとともに、共感的に受け止めることによって信頼関係を形成していく。生活上の日々の「ぐち」や子育ての困りごとの話を聞く中で、子どもの養育について助言し、保護者自身の自己肯定感を高め、未整理の感情を整理する中で、生活や子育てを継続し、子どもへの対応を改善できるようにしていくことが大切である。支援拠点では、アウトリーチや日常的な電話によるやりとり無くして相談関係を構築、維持することはできない。

### 専門的技術について

子ども家庭総合支援拠点における心理担当支援員の役割の第一は、児童虐待問題に如何に寄与することができるかである。要保護児童調整機関の調整担当の一員として児童虐待問題への理解や対応力を前提として、それに加え、心理学的知識と技術を持って対応することが求められている。基本的な心理検査や心理療法を行うことができることはもちろん、子どもと保護者を心理的側面から見立て、必要なケアができることが求められる。しかし、

心理検査は必ずしも発達検査、知能検査の用具を備えなければならないものではない。定型発達に関する知識や、質問紙による発達に関わる検査の利用により大まかな見立てを行い、標準化された検査を実施できる病院、療育機関を紹介する役割も重要である。また、PF スタディ、文章完成法、描画、S-HTP 等は、子どもの状況の理解や、その結果を保護者にフィードバックすることにより子どもの特性への理解を促進するために有効である。

また、平成26年3月の「児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」（平成24～25年度 厚生労働科学研究費補助金）「児童虐待事例の家族再統合等にあたっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究」に紹介されているような、保護者支援のプログラムは家族再統合だけではなく、広く支援拠点における保護者支援に活用できるものである。特に、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチは保護者と「子どもの安全」を共通の目的とした対応のための枠組みであり、虐待通告を受け、保護者・家族と相談関係を結び、対話を続ける手法として有効である。また、さまざまなペアレンティングの手法はいずれも、子どもへの対応に困っている保護者への具体的助言のためにも有効である。また、子どもや保護者にアンガーマネジメントについて伝える等、心理学だけに限らず、さまざまな心理教育的にプログラムや手法に通じ、ケースに応じてさまざまな対応ができるようになることが望まれる。

## 業務について

児童相談所がより専門的な役割を担うことになった一方、市区町村では児童虐待のみならず、子ども家庭に関する多様な問題への対応を求められている。ただし、第一に優先すべきは児童の権利と安全に関する問題への対応である。支援拠点の人的資源はここに集中されなければならない。不登校、ひきこもり、いじめ、発達障害等の問題について、他に適切な資源がある場合には、そこにつないでいく事が求められる。しかし、これらの問題の背景に保護者による不適切な養育がある場合には、支援拠点が積極的に対応していくことが必要とされる。カウンセリングやケアに対する保護者のモチベーションの高低ではなく、子どもにとっての必要性の程度でその業務は規定されるべきである。

## おわりに

支援拠点における心理担当支援員の役割・業務は、臨床心理学の臨床心理的地域支援（コンサルテーション、社会的活動）を超えて、社会福祉の直接援助技術である社会福祉援助技術に重なり、近づいている。現場の中では、基本となる臨床心理学や心理療法の基本原則通りにできない事の方が多いが、学問的な専門性に縛られず、社会的要請に応じられるよう、対人援助という視点に立ち、「子ども家庭支援拠点における心理担当支援員の専門性」という新たな実践的、学問的枠組を模索し、研究、確立していくことが必要であると考えられる。

# 子ども家庭総合支援拠点における心理担当支援員の役割と専門性について（概要）

坂入 健二

## 趣旨

子どもの権利と安全を守るため、児童相談所は行政権限を行使した介入的役割が強く求められる一方、市町村にはこれまで以上に子ども家庭を支援する役割が求められている。今般、新たに設置努力するように定められた「子ども家庭総合支援拠点」の出発に際し、特に心理担当支援員の役割と業務について例示することは配置された人材を有効に活用し子ども家庭福祉の向上に資するものとする。

## 心理担当支援員（子ども家庭総合支援拠点）

- (1) 心理アセスメント
- (2) 子どもや保護者等の心理的側面からのケア



H29.3.31 付  
通知より

## 児童心理司（児童相談所）

- (1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと
- (2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

## 心理担当支援員の位置づけと役割

- (1) 保護者との関係を築きつつも、常に子どもの権利と安全を第一に考えた支援をすることができる。
- (2) 要保護児童対策地域協議会、調整機関の調整担当の一員である。
- (3) 心理担当支援員はソーシャルワークの一環として活動を行う。学問的な専門性の向上を図りつつ、現実的なニーズに即した「子ども家庭総合支援拠点における心理担当支援員の専門性」が求められている。
- (4) 職員体制、業務量、職場のニーズ、ケースの状況に応じて、臨機応変にさまざまな役割を担い、分担し、組織の一員として柔軟な対応ができる。
- (5) 専門職種の一人として、子どもと保護者について心理的側面からケースに関する意見を述べ、他職種、他機関と連携、協働して支援の方向性を決め実施していくことができる。

## 心理担当支援員の業務

- (1) 一般の子育て相談を受け、子どもや保護者に丁寧に対応、指導することにより、虐待を予防する。
- (2) 虐待通告への対応。ニーズや相談意欲のない保護者に対して、アウトリーチしてアセスメントやケアを行う。支援に拒否的な保護者とも信頼関係を構築し相談関係を作る。
- (3) アセスメントと支援的ケアは一体的・連続的であり、そのために心理担当支援員は継続的に子どもと保護者に関わる。特に保護者の能力、特性の見立てとそれに応じた対応をする。
- (4) 地域で生活を営む子どもと保護者に定期的、継続的に面接する場面を作るように努めるとともに、心理的な視点で子どもと保護者をケアできる地域資源を生かしたケアネットワークを作る。
- (5) 子どもと保護者の主観の世界に寄り添うと共に、客観的な事実に基づく支援やケアのプランを立て実施する。
- (6) 生活を営む場での面接や電話であっても支援的、心理治療的な関わりができる。関わりの中で家族構造、家族力動のアセスメントや関係調整をする。
- (7) 心理アセスメントでは、標準化された心理検査の利用のみならず、面接、観察、調査等により子どもや保護者、家族の包括的なアセスメントとその結果の活用ができる。
- (8) 虐待、不登校、いじめ、DV被害等のさまざまな子どもを取り巻く問題に、心理的側面から見立て、心理担当支援員自らがケアすることができ、必要に応じて適切な社会資源につなぐことができる。

## 必要とされる専門的技術

- (1) 保護者と「子どもの安全」を共通の目的とした面接を行うことができる。
- (2) 子どもと保護者を心理的側面から見立て、必要なケアができる。
- (3) 心理検査や心理療法を行うことができる。
- (4) 虐待の知識を持ち、心理学的な関わりができる。

平成29年7月3日

## 要保護児童通告のあり方に関する意見

坂入健二

平成29年2月1日開催の、第5回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループにおいて議論された、「要保護児童通告のあり方」に関して次のように意見を申し上げます。

○通告・相談電話の三桁化（189）に伴う携帯電話等からの入電についてのコールセンター方式とするに際して、当該児童の居住する市区町村の子ども家庭相談窓口にも電話がつながるようにすべきと考えます。

### 【現状】

通告・相談電話の三桁化（189）により、広く児童虐待の窓口が周知されることとなり、このことも相俟って、児童虐待相談対応件数が増加し、早期の児童虐待の発見、対応の成果が上がっているものと思われる。一方、児童福祉法の平成16年改正以降、児童虐待通告、住民からの通告はまず市区町村に入ることが多くなってきている。

しかし、児童相談所は通告・相談電話の三桁化（189）により、特に住民からの虐待通告が再び児童相談所に多く寄せられるようになってしまい、警察からのDV目撃による心理的虐待による書類通告の増加とともに、児童相談所の負担が重くなってきており、本来的な機能を発揮するのが困難になってきている児童相談所もあると考える。

### 【意見】

上記のような状況に対して、住民からの虐待通告についても、住民に関するさまざまな情報を蓄積し、物理的にも機動的に動くことができる、市区町村が受けるべきものと考えられる。通告・相談電話の三桁化（189）では、児童相談所につながるようになってきているが、市区町村の子ども家庭相談窓口にもその電話がつながるようにすることが原則と考える。このため、今後は「児童相談所全国共通ダイヤル」から「児童虐待通告相談全国共通ダイヤル」等に名称変更するとともに、平成29年度に行われる携帯電話等からの入電についてのコールセンター方式とする際には、当該児童の居住する市区町村の子ども家庭相談窓口にも

電話がつながるようにすべきと考える。なお、これは各都道府県等と市区町村の役割分担の考え方や、市区町村の相談体制の整備状況により差異があることから、その運用については各都道府県等の実情に応じて検討すべきと考える。

その振り分けについては、通告者からの情報だけで判断できる、最低限の振り分けのマニュアルを作成し、①生命に危険が迫っており今すぐ警察に連絡する必要があるもの②病院からの通告等既に重篤な事態が発生している事実が明らかであり、児童相談所が対応すべきもの③市区町村の持つ情報に基づく調査を行うべきもの等に分類できることが必要と考える。

都内の子供家庭支援センターでは、児童虐待通告を受けるとまず、通告内容の緊急度と照らした時間的制約の中で「事前調査」（所属機関、関係機関からの子どもと保護者に関する情報収集）を行い、これを基に緊急受理会議を行い、その後の「初期調査」（子どもの現認、家庭訪問による保護者面接、等）の方法と実施時期を検討することとしている。

「事前調査」でその子どもと家庭に関する情報がない場合には、とにかく現場に赴くという「初期調査」とならざるを得ない。しかし、これは特殊な場合であり、多くの場合には、しっかりとした事前調査に基づいて最も効果的な初期調査の方法と介入計画を立てた上でなければ、適切かつ十分な初期調査もその後の援助関係を結ぶこともできない。

児童虐待対応と支援の基盤になるのは、その子どもと家庭に関する情報である。政令市に設置されている児童相談所であれば、一元的な情報管理システムによる「通告受理機関」は有効に実現できる可能性があり、モデル的に実施する意義があると考ええる。

しかし、多くの都道府県と市区町村の関係では、まず各市区町村の各部署における情報の電子化と、市区町村内における情報共有。さらに、その情報の都道府県内における共有化まで、多くの費用と時間と法整備が必要と考え長期的な課題と考える。